

第513回（定例）福崎町議会会議録

令和6年3月25日（月）
午前9時30分開議

○令和6年3月25日、第513回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	石川 治	8番	小林 博
2番	竹本 繁夫	9番	河嶋 重一郎
3番	牛尾 雅一	10番	松岡 秀人
4番	大塚 記美代	11番	城谷 英之
5番	吉高 平記	12番	富田 昭市
6番	植岡 茂和	13番	三輪 一朝
7番	宇崎 壽幸	14番	前川 裕量

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 三木 雅人 主査 吉田 卓

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎 吉晴	副町長	近藤 博之
教 育 長	高橋 渉	公営企業管理者	福永 聡
技 監	宇都 善和	会計管理者	尾崎 俊也
町参事兼住民生活課長	谷岡 周和	総務課長	岩木 秀人
企画財政課長	蔭谷 秀樹	税務課長	松田 清彦
地域振興課長	成田 邦造	ほけん年金課長	西村 由紀子
福祉課長	小幡 伸一	農林振興課長	吉田 利彦
まちづくり課長	山下 勝功	上下水道課長	橋本 繁樹
学校教育課長	大塚 謙一	社会教育課長	木ノ本 雅佳

○議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 追加日程 追加議案の上程、討論・採決
- 第 5 議員派遣
- 第 6 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決

- 追加日程 追加議案の上程、討論・採決
第 5 議員派遣
第 6 閉会中の継続調査申出

開 議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

- 議 長 日程第1は、総括質疑であります。
質疑をされる際は、議案番号及び関する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をしていただきますようお願いいたします。
総括質疑はありませんか。
- 8 番 最近の報道でですね、この議会の関係の委員会の進んできた以降に報道されて、大きく報道されておるのですが、上水道会計についてですね。最近有機フッ素化合物PFASが問題になっておりますが、福崎町の上水道における検査状況等どのようなになっておるのでしょうか。
- 上下水道課長 有機フッ素化合物、いわゆるPFASという物質につきましては、福崎町においては年1回上水道において検査をしておるところでございます。
- 8 番 検査結果はどうなんでしょうか。
- 上下水道課長 特に問題はございません。
- 8 番 非常に関係しておる自治体が全国でも非常に多く、有機フッ素化合物は1万種類もあるとも言われておりました。国で検査されておるのは何項目かに絞られておるようですけども、引き続きですね、新しいこうした問題についてもよく対応して行ってほしいというふうに思います。
それから国民健康保険の当初予算の関係でですね、県の指示どおりの税率で収入を計算しておるということですが、基金の取崩しの説明の中で、800万円が税負担軽減というふうに書かれておりますが、県の指示どおりに税収を計算しておいてなぜ税負担軽減800万ということで基金から取り崩すのかというふうなことがちょっと分からなくなりましたので、お尋ねをいたします。
- ほけん年金課長 県が納付金っていうのを納めてくださいというふうに言ってくるんですけども、その納付金を納めるために標準税率っていうのがあります。県で積算している標準税率と福崎町がこの予算のために積算した所得、人数っていうのが、県がしているものと福崎町がこの予算用に積算したものとで数字が、元となる数字が異なっているというのが一番大きな要因というふうに思っております。
- 8 番 いずれにしてもですね、ちょっと分かりにくいので、後ほどまた説明をお聞きしたい、勉強させていただきたいというふうに思っております。
それから標準化システムに1,700万円という件で、支出の項目との中での差は委員会の中でお聞きもしたんですが、釈然といたしませんでしたが、この1,

700万円については翌年度必ず返ってくるという趣旨の保証はできるものでしょうか。

ほけん年金課長 県の予算の範囲ということにはなりますが、令和7年度に返ってくるものという予定と思っております。

議 長 ほかありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

3月6日の本議会2日目において、議案30件それぞれ委員会に付託され、慎重審議がなされ、議長宛てに審査報告書が提出されております。各委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

まず、予算審査特別委員長の報告を求めます。

事務局に審査報告書を朗読させます。

(主査朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に説明を求めます。

予算審査特別委員会、三輪委員長。

三輪予算審査特別委員長 予算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

本定例会2日目、3月6日に設置されました予算審査特別委員会の委員長に私、三輪一朝、副委員長に城谷英之議員が選出されました。

予算審査特別委員会に付託されました議案は7件で、3月7日、11日、12日の3日間にわたり慎重に審査を行いました。

なお3月12日には、令和6年度事業として計画されている駅前観光交流センターのトリックアート、デジタルサイネージ、八反田水管橋耐震補強工事、大貫園芸ハウス4・5・6号棟の解体、原状復帰工事、中播消防署建て替え事業の4か所について現地を視察しました。

審査の結果につきましては、先ほどの事務局朗読のとおりです。なお、予算審査特別委員会委員は、議長を除く全議員でありますから、質問や答弁についてはご承知のことと存じますので、特に報告すべきものに絞って報告させていただきます。

最初に、議案第25号、令和6年度福崎町一般会計予算について、概要説明を受けました。

概要説明に係る質問では、委員から「町起債額が15億円あるが、町債が膨らんで先々大丈夫なのか」との問いに対して、「令和6年度から9年度にかけての主な町債の起債は3点あって、次期ごみ処理施設建設事業である中播北部行政事務組合負担金、中播消防署建て替え事業、町道駅田原線、千束新町線ほかの道路新設改良の3点です。これら起債の償還期間は起債ごとに異なりますが、10年、20年、30年です。令和6年度から9年度の4年間には多額の起債発行により償還額も増加しますが、過去に発行した起債の償還終了との長期的に均衡を図るよう努めているものの、起債の償還額の減少は10年後となります」との答弁がありました。

また、「令和5年度で7か月、6年度では6か月の給食費無償化は、今後の見込みはどうか」との問いに対し、「令和6年度は国の交付金により実施しますが、

今のところ、福崎町には6か月後も継続する体力はありません。給食費の原材料上昇分900万円は町が負担し、給食費は値上げしません」との答弁がありました。

次に、歳入では、委員から「デジタル基盤改革支援補助金の趣旨はどうか」との問いに対して、デジタル基盤改革支援交付金は、令和6年度から7年度にかけて進めるガバメントクラウドである地方公共団体情報システムの補助金です。補助対象経費の10分の10である1億3,000万円を計上しています。令和7年度末までに全国の市町村でガバメントクラウドへ国から移行要請となっています。自治体間の情報交換を可能とし、全国で統一できるものは統一して、お互いに情報共有ができるものは共有していこうということを進めるものです」との答弁がありました。

歳出における総務費では、「電子入札は、入札業務の中でどの範囲を行うのか」との質疑に対して、「企画財政課業務で物品を除く建設工事とそれに伴う業務委託について、通常の入札対象となっている全ての入札です」との答弁がありました。

民生費では、「令和6年度から子育てを一体的に見ていくとの趣旨でこども家庭センターが設置されるが、職員の増員をせずに、特定の職員に事業のしわ寄せが生ずることなく事業が実施できるのか」との問いに対して、「こども家庭センターの設置は、何か新しいことをしなければならぬというより、現在の事務をもう少しトータル的に一体化して充実させることとなります。福崎町のような小規模自治体では、過去からもこども家庭センターに類する事務を保健センターで実施していることから、令和6年度は、特定の職員の負担増を緩和する複数の施策を行うことで、令和6年度は職員数を変更せずスタートします。開始以降は、業務量によって職員数を見直すこととしています。また、会計年度任用職員の配置数は表に記していませんが、報酬、期末・勤勉手当で約100万円を増額しています」との答弁がありました。

農林水産業費では、「大貫ハウス解体工事の経緯と解体原資及び総投入額はどうか」との質疑に対し、「平成5年から6年にかけて6棟解体し、737万7,930円を要し、1棟あたり123万円。次に、平成16年、17年で3棟解体し、合計887万4,000円、1棟あたり295万8,000円。令和2年度に1棟で517万2,000円。このたび3棟で1,800万円を予算計上し、1棟あたり600万円です。それぞれの解体に合わせ、農地として使えるように設計します。福崎町農協の合併を踏まえて、農業活性化基金2億円の寄附を受けてハウス撤去を実施してきましたが、令和6年度終了後は残額が760万円となります」との答弁がありました。

商工費では、「工業団地拡張事業検討業務委託料は、令和5年度は300万円、令和6年度は250万円だが、この2年間の成果はどうか」との問いに対し、「令和4年度に着手し、土地基本構想図を作成しましたが、精査業務が不十分であったため、令和5年度前半はその内容を精査し、修正したことで、おおむね固まっています。令和6年度は6月末ぐらいまでに引き続いて、その後の精査した図面に対して、事業実施可能性、財源、事業協力者などの事業手法の検討を行います」との答弁がありました。

土木費では「駅田原線、千束新町線の事業年度完成時期はいつか」との問いに対して、「令和3年度から令和7年度末の5年間を予定していますが、用地の取得状況から、令和8年度末もしくは令和9年度末となる可能性があります。事業の延長についても、国庫補助は大丈夫と認識しています」との答弁がありました。

次に、「河川等整備美化委託料の事業箇所はどこか」との問いに対して、「この事業は毎年県から委託を受けての半額県費による事業です。対象河川は県管理二級河川の市川と七種川です。市川では、上流は河川公園の南から、下流は七種川との合流地点の少し上流までの間の草刈り、令和6年度は800万円から増額し、1,000万円となって、市川の雑木除去にも取り組みます。七種川は市川の合流部から長野橋までの間の草刈りを予定しています」との答弁がありました。

消防費では、「中播消防署の事務区域は、夢前町、香寺町も含まれ、人口は神崎郡3町とほぼ匹敵する。中播消防署の建て替えは、香寺町、夢前町も含んだ本部のため、神崎郡3町だけで負担することはどうか」との問いに対して、「中播消防署の本部の人員には、夢前出張所、香寺出張所に直接業務する職員はないこと。しかし、消防署をトータル的に管轄する職員が存在するものの、人数割ですと、人数としてカウントするほどの業務量がないとする姫路消防局の考え方です」との答弁がありました。

次に、「中播消防署建て替えの経費負担はどうか」との問いに対して、「本部の用地購入費は、福崎町単独の負担です。北部出張所の土地購入費は、神河町単独の負担です。残りは全て3町の負担です」との答弁がありました。

教育費では、「中学校費で施設修繕料670万円の説明を」との問いに対して、「東中学校各教室後ろの生徒用ロッカーを3学級分で150万円、東中学校東側のテニスコートのフェンス、水路等の修理に150万円、両中学校の窓ガラスからの雨水侵入防止シーリング更新に240万円、ほか予期せぬ修繕対応に西中で70万円、東中で60万円、合計130万円で、総合計670万円です」との答弁がありました。

公債費については、質問はありませんでした。

予備費についても、質問はありませんでした。

続いて、議案第26号、令和6年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、概要説明を受けました。

委員から「なぜ福崎町は県が示している標準税率に合わせたのか」との問いに対し、「令和12年度には兵庫県の保険料率を統一させようという流れの中で、福崎町も合わせていかねばならない状況で、急激に保険料を上げていくよりは、徐々に上げていくという思いです」との答弁がありました。

また、「国保受給者は減少傾向にあるが、特定健診等対策支援事業委託料が増加しているのはなぜか」との問いに対し、「特定健診等対策支援事業委託料は、令和6年度から健康診断の未受診者対策を新しく実施する費用で、国の全額補助です」との答弁がありました。

続いて、議案第27号、令和6年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、概要説明を受けました。

令和6年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についての質問はありませんでした。

次に、議案第28号、令和6年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、概要説明を受けました。

委員から、「介護報酬の改定で、訪問介護に係る部分が下がったことの令和6年度予算への参入はどのようにしたか。訪問介護事業所の福崎町内における事業所数はどうか」との問いに対し、「介護報酬の改定で、訪問介護に係る部分が下がった新しい単価で全て計算しています。町内の訪問介護事業所は9か所です」との答弁がありました。

続いて、議案第29号、令和6年度福崎町水道事業会計予算について、概要説

明を受けました。

委員から、「令和6年度は給水戸数が100戸増えるが、年間給水量で10万m³減少する理由は何か」との問いに対し、「給水戸数は8,460戸で、前年度から160戸増えていますが、給水人口の減少を考慮し、60戸減の8,400戸と見ているためです。給水量は、令和5年度末の見込み233万m³から給水人口減を考慮し、令和6年度の予定給水量を231万m³としています。このほか、特殊要因では、大口使用2社の使用水量が減ることが大きな要因です。うち1社が年間3万m³の減で500万円の減です。もう1社は年間約1万7,000m³の減で300万円の減。合わせて800万円の減を見込んでいます」との答弁がありました。

また、最近の工事費の高騰等から八反田水管橋工事について、「工事総額、債務負担行為を含む総額に変化はあるのか」の問いに対して、「当初、水道ビジョンを絡めての説明時は八反田水管橋工事で5億円から6億円でした。3年間の工期となる八反田水管橋は、最終的に6億4,000万円を見込んでいます」との答弁がありました。

続いて、議案第30号、令和6年度福崎町工業用水道事業会計予算について、概要説明を受けました。

委員から、「資本的収支における不足分に対する補填に建設改良積立金の一部の取崩しを行わないのか」との問いに対し、「工業用水道事業の建設改良積立金額は2,400万円程度で金額的には多くありません。令和7年度から七種川水管橋更新の本格的な工事となって多額の工事費が必要となることから、令和6年度の取崩しは見送り、令和7年度以降に取り崩して工事費に充てる考えです」との答弁がありました。

続いて、議案第31号、令和6年度福崎町下水道事業会計予算について、概要説明を受けました。

委員から、「川すそ雨水幹線の現在の状況と令和6年度の予定はどうか」との問いに対し、「川すそ雨水幹線について、令和6年度は播但道の高架下を抜けた東側からさらに東へ110メートルほど延伸する予定です。令和5年度で実施している箇所が令和6年度へ繰越しとなるため、その延伸箇所の実施時期は秋以降を見込んでいます。このほか、西光寺仁王門方面への延伸は、その次の工事箇所です。令和6年度は、この箇所の用地測量費と用地取得費を予算計上しています」との答弁がありました。

以上の7議案について審査の結果、議案第25号及び議案第27号から議案第31号までの各議案については全員賛成で、また、議案第26号については賛成多数で原案のとおり可決しました。

最後に、議員各位にはご精励を賜り、審査の結果、適正妥当なる結論を得ましたこと、厚く御礼申し上げます。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議 長 予算審査特別委員長から説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。
次、総務文教常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。
(主査朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
総務文教常任委員会、吉高委員長。

吉高総務文教 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました議案の審
常任委員長 査について、報告いたします。

委員会を3月13日に開催し、付託されました議案第8件について慎重に審査
を行いました。審査の結果につきましては、事務局朗読のとおり、8議案とも
に原案のとおり可決すべきものとしたことをご報告申し上げます。

これより、補足説明をいたします。

議案第20号、令和5年度福崎町一般会計補正予算（第8号）について、2点
補足いたします。

まず委員から、「消防設備で地元の負担金が減額となる理由について」質疑が
ありました。答弁は「小型動力ポンプ付軽四積載車の地元負担金で、当初予算
では、町の負担を購入費・事業費の3分の1、それに75万円をプラスした分
を1分団あたりの負担としておりましたが、令和5年4月に遡り、町負担を事
業費の3分の2に変更したため、地元負担金は減額となっています」とのこと
でした。

2点目です。委員から、「議会費の減少理由について」質疑がありました。答
弁は「まず議会だより等の印刷代60万円の減少は、ページ単価の減少により
ます。次に、無線LAN設置工事で370万円の減少は、入札減によるもので
す。そして、一般備品購入品は、タブレット関係の備品ですが、当初、タブレ
ット備品、ペンと保管庫、管理用のパソコンを想定しておりましたが、実績に
つきましては、Apple Pencil、iPadのペンの購入のみになっ
たため、90万円ほど減額となっています」とのことでした。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。議員各位のご賛同を賜
りますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

議 長 総務文教常任委員長から説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結します。
次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

◇

議 長 会議を再開いたします。
それでは事務局朗読をお願いいたします。

（主査朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の審査報告をさせていただきます。

常任委員長 委員会に付託されました15議案について、3月14日委員会を開催をいた
しました。審査の中で説明、質疑等を含めて明らかになったその概要について
報告をさせていただきます。

議案第8号は、仮設トイレの処理費用の改定を行うものであり、工事現場など
が主であり、また、秋祭りなどもあるとのことであります。

議案第9号は、町営住宅で法改正と町管理戸数の変更を行うものです。

議案第10号は、機能別消防団員の定数を増やすものでございます。役割分担について、さらに関係者と進めていくことが必要だということでもあります。

議案第11号は、消防団公務災害補償条例で法改正に伴うものです。

議案第12号は、福崎町老人デイサービスセンターの開館時間を30分短縮しようとするものであります。実態に合わせた改正とのことでもあります。福崎町のデイサービスセンターは、現在、定数の60%弱の利用にとどまっており、さらに多く利用してもらえるよう、職員会議等でも検討を重ねているとのことでもあります。

議案第13号は、30年間利用がなく、役割を終えたとして廃止するものであります。

議案第14号は、介護保険条例の改正で、3年ごとの保険料ですが、基準額で100円上げようとするものであります。「市川町、神河町より高いのはなぜか」との質問がありましたが、「基金の差が影響していると思われる」とのことでもあります。

議案第15号は、春日キャンプ場の7号バンガローの解体とテントサイトデッキの設置に伴うものであります。AC電源の料金等は近隣を参考にしたとのことでありました。

議案第16号は、水道料金を用途別から口径別に変更しようとするものであります。一般家庭には影響が及ばぬようになっておりますが、2か月で280㎡以上の使用で、官庁、病院等で上昇する可能性があります。学校プールや給食センターなど必要な予算措置が求められるということでもあります。

議案第17号は、下水道事業基金条例の廃止です。基金がなくなったためとのこと。

議案第19号は、第9期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定です。老人福祉法と介護保険法に基づき作成される計画です。

議案第21号、国民健康保険事業特別会計補正予算は、11・12月までの支出に以降の見込みをしての補正予算であります。基金についての質疑もありました。

議案第22号は、後期高齢者医療事業特別会計で、税込等実績に伴う補正予算であります。特に質疑はありませんでした。

議案第23号は、水道事業会計の補正予算で、能登半島震災救援に係る費用です。翌年度に入って収入されるということのようであります。

議案第24号は、下水道事業会計の補正予算であります。収益的収支及び支出では、少量の減額と営業費用の減額、資本的収入及び支出では、下水道事業等国庫補助の増額で、雨水幹線整備費用が増額となっております。特に質疑はありませんでした。

審査の結果、付託案件全てについて全員賛成で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。よろしく願いをいたします。

以上です。

議長 民生まちづくり常任委員長から説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結します。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。
総務文教常任委員会、吉高委員長。
暫時休憩いたします。しばらく休憩いたします。
再開を10時30分といたします。

◇

休憩 午前10時15分
再開 午前10時30分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。
総務文教常任委員会、吉高委員長。

吉高総務文教 本委員会は、議会開催中の下記の事項について調査をいたしました。
常任委員長 会議規則第77条の規定により報告申し上げます。
企画財政課から、福崎町公共施設等総合管理計画の改訂について、この3月に
改訂ということで資料の説明を受け、報告を受けました。
以上です。

議 長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。
小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の議会開会中の調査報告をさせていただきます。
常任委員長 公害防止協定に基づく協議でありまして、1件です。
トッパンパッケージプロダクツからの協議で、オフセット印刷機導入などの工
事です。
委員会は質疑の後、全員賛成で了承することといたしました。
次は、各課の報告事項であります。
住民生活課から、公害防止協定に基づく報告で、福伸電機株式会社の西治工場
及び福崎工場からのもの2件でありました。
以上です。内容は資料のとおりでございます。

議 長 次、議会運営委員会、竹本委員長。
竹本議会運営 本日、委員会を開催し、第513回定例会における追加議案について協議し、
委員長 議案第33号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基
準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、
本会議最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略して、即決とす
ることを確認しました。
また、本会議の表決の方法について協議し、体調不良のために起立が困難な議
員に対して、挙手による表決を認めることといたしました。
以上で、議会運営委員会の報告といたします。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第4 討論・採決

議 長 日程第4は討論・採決であります。
なお、採決について、本日議会運営委員会においてご協議いただき、松岡議員
におかれましては、体調不良のため挙手による意思表示を認めていきたいと思
いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、討論・採決に入ります。
それでは、議案第2号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第2号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第3号、福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第3号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第4号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第5号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第6号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第7号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第8号、福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第9号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第9号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第9号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第10号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第10号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第11号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第11号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第12号、福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第12号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、

原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第13号、福崎町高齢者住宅整備資金貸付けに関する条例を廃止する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第14号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第15号、福崎町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第16号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、

討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第16号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第17号、福崎町下水道事業基金条例を廃止する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第17号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第18号、福崎町第6次総合計画基本構想及び基本計画の策定について、討論を行います。
討論はありませんか。

(手が上がる)

議 長 討論を認めます。
まず、原案に対する反対者の意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、次に、賛成者の発言はありませんか。小林議員。
8 番 福崎町第6次総合計画についての私の立場を述べさせていただきます。
全体として賛成の立場であります。福崎町は、農商工のバランスの取れた町づくりを目指して、昭和31年、町発足以来取り組んでまいりました。その発展として、今回の第6次計画が提案となっておることは確認をさせていただきました。福崎町の将来目標をはじめ、計画の全体的な方法については、是とするものであります。

しかし、健全財政の名の下に、住民負担の問題については個々のケースで今後意見を述べさせていただくことを表明しておきます。

以上です。

議 長 ただいま賛成討論がございました。
次に、反対討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、次に、賛成討論ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第18号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第18号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第19号、第9期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第19号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第20号、令和5年度福崎町一般会計補正予算(第8号)について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第20号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第20号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第21号、令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第21号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 2 1 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 2 2 号、令和 5 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 2 2 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 2 2 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 2 3 号、令和 5 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 2 3 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 2 3 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 2 4 号、令和 5 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 2 4 号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 2 4 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 2 5 号、令和 6 年度福崎町一般会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号については、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第26号、令和6年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(手が上がる)

議長 まず、原案に対する反対の発言はありませんか。小林議員。反対者の発言を許可いたします。

8番 議案第26号、令和6年度国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険は、被用者保険などに入れない人の保険です。年金を頼りの高齢者や、不安定な雇用、仕事の形態のフリーランスの人たちなど、命と健康に関わる保険であります。したがって、出発のときから社会保障としての重要な制度であります。福崎町の加入者は約3,000人、年間所得状況はゼロが40%、それを含めて100万円以下が70%を占めております。新年度予算では、保険税を県の示す率に合わせるものとなっております。

引上げ予定は、1世帯あたり約5,800円、1人あたり約6,700円を予定しています。

国民健康保険は、均等割、平等割があります。低所得でも課税の対象であります。税の収納率が低くなれば、その分納める人たちの負担が重くなるという悪循環を生むような形ともなっておるわけであります。

県の示す税率数値はあくまで参考値と捉えるべきであります。県営化スタートのとき、基金を使い、急激な保険税の値上げを緩和するとしておりました。ところが本予算では、県の示す数値を採用しながら、基金から800万円税負担緩和として支出をされています。これは他の費用に使われているのではないかと疑念を抱くものであります。

また、国保システム標準化業務委託に1,700万円崩されております。歳出は1,603万円ですが。

こうして、令和26年度末の基金残高予定は929万円としています。無理やり基金残額を少なくしようとするのは、今後の値上げやむなしの理由としようとするものであります。

既に中播磨では、福崎町が最も高い保険税額となっております。他の被用者保険と比べても、2倍近くも高いとされる国民健康保険税であります。

こうした中で厚労省は、保険料の都道府県化統一大幅値上げに圧力を強めているそうです。これは、地方自治を無視するものとしても許されるものではありません。諸物価高騰の中であり、税率の本算定では、値上げをしないように求め、反対の討論とさせていただきます。

議長 次に、賛成者の発言はありませんか。石川議員。賛成者の発言を許可いたします。

1番 議案第26号について、賛成の立場から申し上げます。

国民健康保険事業は、国民皆保険体制の基礎となる社会保障制度ですが、高齢者や所得が比較的低い方が多くを占め、構造上の問題を抱えていることはご承知のとおりです。

平成30年度に制度創設以来の大きな改正が行われ、県が財政運営の主体となったことで、被保険者数の減少や医療費の増加等に対しては安定的に対応できるようになりました。

福崎町では、令和2年度に税率改正が行われましたが、その後は税負担を緩和するために、財政調整基金を活用し、令和5年度まで税率は据え置かれてきました。

しかし、財政調整基金の残高は1億円近い時期もありましたが、令和5年度には2,500万円を切るような見込みです。これ以上基金の残高が減少すれば、国保会計の安定した運営に支障を来すのではないかと思います。

さらに、兵庫県では、今後、保険料率の県内統一を目指しており、福崎町としては、保険料率の統一に向けて負担が急激に変動しないように税率をなだらかに上げていきたいという説明がありました。税率が上がるということは、町民の生活に負担を強いるものですので、負担が増えずに済むものならという思いは当然持っております。しかしながら、今後も急速な被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、1人あたり医療費は増加していく見込みであり、国民健康保険制度の将来を見据えてこの制度を守っていくためにも、国・県・町のみならず、被保険者にも応分の負担をしていただくことは、やむを得ないのではないかと考えます。

今後、税率改正の検討がなされていくことと思いますが、その際には、被保険者の負担増につきましては、十分配慮しながら、慎重に取り組んでいただくことを強くお願いし、賛成討論といたします。

議 長 他の討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、これから採決を行います。

議案第26号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第27号、令和6年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

次、議案第28号、令和6年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第29号、令和6年度福崎町水道事業会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第30号、令和6年度福崎町工業用水道事業会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第31号、令和6年度福崎町下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案

のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第31号については、原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程 追加日程の上程、討論・採決

議長 この際、お諮りいたします。議事日程の追加でございます。
本日、議会運営委員会を開催し、追加議案の上程について検討をお願いし、了承を得たところですが、議案第33号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第33号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。
暫時休憩します。

◇

休憩 午前11時05分

再開 午前11時05分

◇

議長 会議を再開します。
議案第33号について、町長の提案内容の説明を求めます。
町長 先ほどは当初に提案しました議案につきまして、可決していただきましてありがとうございます。
さて今回追加で提案させていただきますのは、議案第33号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてです。
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月25日に公布され、令和6年4月1日から施行されることから、この省令を準用する本町の各関係条例について所要の改正をするものです。

詳細説明は担当課長が行いますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

議長 ただいま町長から追加議案に対する概要説明が終わりました。
これから詳細なる説明を求めてまいります。
議案第33号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、詳細なる説明を求めます。

福祉課長 議案第33号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明申し上げます。
議案第33号資料1ページをご覧ください。

今回の改正は、令和6年1月25日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたため、この省令を準用する福崎町の関係する4条例を改正するものです。

改正の内容ですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等は、介護保険事業計画の期間に合わせ、3年に一度大規模な見直しが行われます。今回令和6年度の介護報酬に係る改定が行われることに併せ、各介護サービスの基準についての改正が行われており、居宅介護支援事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業について、省令の改正に伴い、事業者に適用する基準を改正します。

関係条例全てに共通する改正項目は1、書面提示の規制の見直し、2、管理者の兼務範囲の明確化、3、身体的拘束等の適正化の推進です。

議案資料の2ページから7ページまでが、第1条、福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例に係る改正になります。資料8ページから33ページが、第2条、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例に係る改正になります。資料34ページから42ページが、第3条、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に係る改正になります。資料43ページ以降が第4条、福崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例に係る改正になります。

なおこの改正条例は、令和6年4月1日から施行します。ただし経過措置として、重要事項の掲示、身体的拘束等の適正化については、令和7年3月31日までの間、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置、協力医療機関との連携については、令和9年3月31日までの間、それぞれ努力規定になります。

以上で議案第33号の説明を終わります。ご審議賜りご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました議案の説明が終わりました。

これから議案に対する質疑に入ります。

議案第33号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、質疑はありませんか。

1 番 この資料の4ページ、16条のところなんですけれども、この身体的拘束を行う上ではこれは記録のみとなっているんですけれども、これ、指定居宅介護支援ってところが、もう一つ私なじみがないのでよく分かってないんですけれども、障がい者施設の場合でしたらこういったところは重要事項説明で、当然表記をするんですけれども、その前に家族同意っていうのがあったと思うんですけれども、それについては今回この居宅のほうでは、その記録があるだけであれば、家族同意は必要とされないということですのでよろしいんでしょうか。その確認ですけれども。

議 長 まず、居宅の説明をしてください。居宅のサービスの内容説明。

福 社 課 長 今回の改正は、まずは大きな改正としては先ほど申し上げました書面掲示の規制の見直しにつきましては、一般的な書面掲示からインターネット等でも掲示をするというふうな形になりまして、それから管理者の兼務範囲の明確化ということは、管理者の兼務が少し緩やかになったということ聞いてます。

身体的拘束等の適正化については家族同意、質問は家族同意ですよね。記録を義務づけるというふうな条例の形になっておりまして、前回までにその家族同意の分について文言があったかどうかについてはちょっと今のところ資料はございません。

1 番 この記録の整備でね、32条にも同じように身体的拘束の対応時間、その際の状況という記録ということになっとんですけれども、ここをね、やっぱりその家族同意なしに拘束をするということでそれは本当に大丈夫なんでしょうかね。

福祉課長 申し訳ございません。こちらですが居宅サービスのほうの改正になりますのでいわゆるケアマネ事業者のほうの改正の条項になりまして、こちらにつきましてはケアマネ事業者に、ケアマネにつきましては、直接、何ていうんですかね、利用者の身体に触れたりとかはしないので、そういったことがないのかなとは思っております。

議長 ほかよろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

議長 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

議案第33号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしと認めます。

よって、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、議案第33号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 長 起立全員であります。

よって、議案第33号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議員派遣

議長 長 次の日程は議員派遣であります。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付しております資料のとおり派遣するこ

とに決定しました。

日程第6 閉会中の継続調査申出

- 議 長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。
- 各委員長からそれぞれ継続調査申出書が議長宛てに提出されております。それぞれ申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
- よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定しました。
- 以上で、第513回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。
- よって、本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
- 第513回福崎町議会定例会を閉会することに決定しました。
- 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
- 今定例会は、3月4日に招集され、本日まで22日間にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、誠にありがとうございました。
- 令和6年度当初予算をはじめ、本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。
- この間、理事者の皆様には資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において各議員から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。
- 閉会にあたりまして、尾崎町長からご挨拶をいただきます。
- 町 長 第513回福崎町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
- 本定例会は3月4日に招集され、本日までの22日間という会期でありました。
- 新年早々には能登半島で大きな地震が起こり、甚大な被害が発生をいたしました。私たちは、阪神・淡路大震災を経験しましたが、それ以降も震度7を記録する大地震が全国各地で起こっています。つくづく日本は地震大国だなというふうに感じます。
- このたびの議会では、地震を含む災害対策に関する一般質問が多くありました。住民の安全と安心を守ることは、自治体の最も重要な責務の一つだと考えております。引き続き、住民の皆様と一緒に、ハード・ソフトの両面で防災力の強化に取り組んでまいります。
- また、今議会では、高橋教育長の再任を求める議案にご同意いただき、ありがとうございました。教育は、日本の将来を担う人材を育てるという意味で、最も重要な役割を担っています。行政を担う私たちと教育を担う執行機関であります教育委員会としっかりと連携して、まちづくり、人づくりに取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたします。
- 今議会においては、各会計の補正予算、当初予算をはじめ、条例の一部改正、第6次総合計画や高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定など、重要な議案を数多く提案させていただきました。十分にご審議の上で、提案いたしました議案

全てにご賛同いただきましたことを大変うれしく思っています。議案審議の中でいただきましたご意見は、今後の行政執行の中で生かしていきたいと思えます。ありがとうございました。

桜のつぼみが綻びかけていますが、まだまだ気温の寒暖差も大きいこの頃です。議員の皆様におかれましては、どうか健康には十分留意をされ、公私にわたってご活躍されますことを祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上をもちまして閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時22分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和6年5月

福崎町議会議長 前 川 裕 量

福崎町議会議員 吉 高 平 記

福崎町議会議員 富 田 昭 市